

国営讃岐まんのう公園  
シンボルマーク・ロゴタイプ・マスコットキャラクター  
運用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、国営讃岐まんのう公園におけるシンボルマーク、ロゴタイプ、マスコットキャラクター（以下「公園デザイン」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 公園デザインの基本デザインは、「国営讃岐まんのう公園 PARK IDENTITY MANUAL」のとおりとする。

(権利)

第3条 公園デザインに関する著作物のすべての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条に掲げる権利を含む。）および使用権は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所に帰属する。

2 公園デザインを使用する者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定または登録してはならない。

(使用承認)

第4条 公園デザインを使用する場合には、「国営讃岐まんのう公園 公園デザイン使用承認申請書」（様式第1号）を国営讃岐まんのう公園に提出し、その承認を受けなければならない。

2 国営讃岐まんのう公園は、前項の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公園デザインの使用を承認するものとする。

- (1) 国営讃岐まんのう公園の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標または意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体等を支援し、または公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (5) その他その使用が著しく不適當であるとき。

3 公園デザインの使用の承認は、「国営讃岐まんのう公園 公園デザイン使用承認書」（様式第2号）により行うものとする。

4 マスコットキャラクターを使用する場合には、コピーライトマークを記載するものとする。

例) 「Copyright 国営讃岐まんのう公園」 「©SANUKI MANNO PARK」

(使用上の遵守事項)

第5条 公園デザインの使用承認を受けた者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない

い。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 完成物件を提出すること。ただし、完成物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真等をもって代えることができる。
- (4) 営利を目的として使用する場合、国営讃岐まんのう公園内で販売を行うこと。

(承認内容の変更)

第6条 公園デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更するときは、「国営讃岐まんのう公園 公園デザイン使用承認申請書」(様式第1号)を国営讃岐まんのう公園に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用期間の更新)

第7条 使用の承認期間は、原則10年までとし、公園デザインを引き続き使用するときは、「国営讃岐まんのう公園 公園デザイン使用承認申請書」(様式第1号)を国営讃岐まんのう公園に提出し、満了日までにその承認を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 公園デザインの使用承認を受けた者は、この承認によって生じる権利および義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。

(違反等に対する取り扱い)

第9条 公園デザインの使用している者(使用承認を受けた者を含む。)が、第5条に定める事項を遵守しなかったとき、またはこの規定に違反したときは、その使用の差し止めの請求または必要な指示等(以下「請求等」という。)を行うことができる。

2 前項に規定する請求等を受けた者は、ただちに、その請求等に従わなければならない。

3 公園デザインの使用承認を受けた者が、前項に規定する請求等に従わなかったときは、その承認を取り消すものとする。この場合において、承認を受けた者に損害が生じても、国営讃岐まんのう公園および国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所はその責を負わない。

(使用料)

第10条 使用料については徴収しない。

(補則)

第11条 この規定に定めるもののほか、公園デザインの取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この規定は、令和6年8月20日から施行する。